

進歩党 新日本国憲法草案

第一次公開版

2023年7月26日

前文

昭和二十一年憲法(日本国憲法)	進歩党新憲法草案
<p>従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p>	<p>全国民共通の利益に対して奉仕する政治体制と定義した場合、国家の主権者たる国民は、共和制国家において政府の最高指導者を自らの一票で直接選ぶ権利を当然有するが、このことは天皇を日本国の象徴と定義した一九四六年憲法の精神と何ら矛盾するものではない。本憲法において、我々日本国民は、国民主権と民主主義の徹底を目指し、天皇と大統領が共存するという新しい政治体制を導入した。この日本国の新たな試みは、立憲君主制を取る諸国家においても象徴君主制と共和制が両立する新しい政治体制を構築する上で参考になるであろう。</p>
<p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p>	<p>その上で、新体制において大統領に権力が集中し独裁が起きることはあつてはならず、三権分立の下、大統領以下日本国政府構成員は法令を遵守して絶えず抑制的な権力行使に努める一方、立法および司法は絶えず権力の乱用が起きないように政府を監視し、問題がある行動に対しては是正を求める責任がある。他国から模範と思われるような先進的で民主的な政治体制を提示し、それを維持することこそ、平和国家としての世界に平和を広めていく日本国の使命の一つである。</p>
<p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>国際社会において、平和で安全な環境を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去することは、人類の崇高な理想であり目標である。我々日本国民は、最大限の努力をしこの目標を達成することを、この憲法の下で誓う。</p>

本文

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
第一章 天皇			第一章 天皇		
第一条		天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。	1条		天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
第二条		皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。	2条		皇位は、世襲のものであつて、連邦議会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
第三条		天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。	3条		天皇の国事に関する全ての行為には、大統領の助言と承認を必要とし、大統領がその責任を負う。
第四条		天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。	4条	1項	天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
	第二項	天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。		2項	天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。
第五条		皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。	5条		皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。この場合には、前条第一項の規定を準用する。
第六条		天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。			
	第二項	天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。			
第七条		天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 二 国会を召集すること。 三 衆議院を解散すること。 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。	6条		天皇は、大統領の助言と承認により、国民のために、国家評議会と共同で、左の国事に関する行為を行う。 一 憲法改正および条約を公布すること。 二 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権を認証すること。 三 栄典を授与すること。 四 外国の大使および公使を接受すること。 五 儀式を行うこと。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		
		<p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行ふこと。</p>
		<p>第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。</p>

進歩党新憲法草案		
7条		<p>皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、連邦議会の議決に基づかなければならない。</p>

第二章 戦争の放棄		
第九条		<p>日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p>
	第二項	<p>前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>

第二章 戦争の放棄と例外、国際平和実現への役割		
8条	1項	<p>日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを用いない。しかし、以下の例外を置く。</p> <p>一 日本国領土に対する明確な武力攻撃、およびその可能性が差し迫った時。</p> <p>二 日本国が加入国となっている集団的安全保障の国家間組織の加入国に対して明確な武力攻撃、およびその可能性が差し迫った時。</p> <p>三 日本国が加入国となっている集団的安全保障の国家間組織が、紛争地域に対して武力介入を決定した時。</p>
	2項	<p>第一項に挙げられた例外が生じたとき、日本国は平和を早期に回復させるため必要な武力行使を行うことができる。この目的を達するための防衛組織として防衛機構を設置する。</p>
9条		<p>防衛機構が平和の回復のためとは無関係な集団的殺戮や破壊行為を行うことは絶対に認められない。また、日本国政府は、日本国が加入国となっている集団的安全保障の国家間組織がこのような行為を行ったまたは決定した場</p>

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
					合、当該行為を非難し、さらに当該行為を停止させるために必要な行動を起こさなければならない。
			10条		各州は、防衛組織として州防衛機構を持つ。
			11条		各州政府の長は、当該州防衛機構の最高指揮官である。
			12条		各州防衛機構は、防衛機構、沿岸警備隊、および警察と協力し、各州政府によって統率されなければならない。
			13条		第8条および第9条に規定される防衛機構の権限と義務の規定は各州防衛機構に準用される。

			第三章 緊急事態発生時の政府の対応		
			14条		外国等からの侵略の時および重大な自然災害または衛生危機が発生した時、日本国連邦政府および各地方公共団体は日本国内在住者の保護に最大限の努力をしなければならない。その際、大統領は事前または事後において連邦議会の議決と憲法裁判所の承認を以て緊急事態を宣言することができ、緊急事態権を発動できる。
			15条		各州防衛機構は、緊急事態権発動期においては、大統領が最高指揮官を務める防衛機構の指揮下に置かれる。
			14条		緊急事態権発動時において、大統領は、国家評議会の構成員の半数の賛成により法律および条約締結を制定できる。
			17条		緊急事態権発動時において、大統領は任意に国務大臣を免任できる。
			18条		緊急事態権発動時においても法律に反する大統領令は当然発することができない。
			19条		緊急事態の継続期間は発動日から三か月とする。緊急事態の延長に関しては、三ヶ月ごとに憲法裁判所の許可を必要とするほか二年に一回は連邦議会による承認が必要となる。緊

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
					急事態の連続発動期間は最大十年とする。その後新たに緊急事態を発動するには、国民投票による承認または衆議院総選挙及び参議院通常選挙を新たに行った上での連邦議会による承認、そして憲法裁判所による許可を必要とする。
			20条		緊急事態権発動時において、大統領は、国家評議会の構成員の半数の賛成により法律および条約締結を制定できる。
			21条		憲法裁判所は、他の誰の許可を必要とすることなく、緊急事態権の即時停止を大統領および国家評議会に要請することができる。大統領および国家評議会は正当な理由がない限り、この要請に従い緊急事態権を即時停止しなければならない。連邦議会が緊急事態権の発生を認めない議決を行った場合、大統領および国家評議会は即時に緊急事態権の行使を止めなければならない。
			22条		日本国連邦政府は、国外において緊急事態に該当する事態が発生した時は、当該地域の居住または滞在する国民の保護に努めなければならない。

第三章 国民の権利及び義務			第四章 日本国における政府の構成と政府の日常的義務、国民の権利および義務		
				1項	日本国における政府は、日本国連邦政府と地方公共団体から構成される。
			23条	2項	日本国連邦政府は、行政、立法、司法から構成される。行政は大統領・副大統領・日本国連邦行政府から構成される。立法は連邦議会により構成される。司法は最高裁判所およびその各下級裁判所、憲法裁判所により構成される。
第十条		日本国民たる要件は、法律でこれを定める。	24条		日本国民たる要件は、法律でこれを定める。
第十一条		国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障す	25条		全ての日本国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障す

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
		る基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。			る基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。
第十二条		この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	26条		この憲法が日本国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、全ての国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。
第十三条		すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	27条		全ての日本国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
			28条		日本国連邦政府と各地方公共団体は、お互いに協力しながら、全ての日本国民および全ての日本国在住者の生命の安全を確保に務めなければならない。
第十四条		すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。	29条	1項	全ての日本国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。
	第二項	華族その他の貴族の制度は、これを認めない。		2項	華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
	第三項	荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。		3項	荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、または将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
第十五条		公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。	30条	1項	公務員を選定し、およびこれを罷免することは、国民固有の権利である。
	第二項	すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。		2項	全ての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
	第二項	公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。		3項	公務員の選挙については、普通選挙を保障する。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
	第四項	すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。		4項	全ての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
第十六条		何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。	31条		何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
第十七条		何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。	32条		何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。
第十八条		何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。	33条		何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
第十九条		思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。	34条		思想および良心の自由は、これを侵してはならない。
			35条		何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、または利用してはならない。
第二十条		信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。	36条	1項	信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。
	第二項	何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。		2項	何人も、宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されない。
	第三項	国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。		3項	日本国連邦政府および地方公共団体は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
第二十一条		集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。	37条	1項	集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
	第二項	検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。		2項	検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
			38条		日本国連邦政府および地方公共団体は、自らの行為を国民に説明する義務を負う。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
第二十二條		何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。	39 条	1 項	何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転および職業選択の自由を有する。
	第二項	何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。		2 項	何人も、外国に移住し、または国籍を離脱する自由を侵されない。
			40 条		日本国連邦政府および地方公共団体は、犯罪被害者およびその家族の人権および処遇に配慮しなければならない
第二十三條		学問の自由は、これを保障する。	41 条		学問の自由は、これを保障する。
第二十四條		婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。	42 条	1 項	婚姻は当事者間の合意のみで成立し、当事者全員が平等の権利を保有する。婚姻の維持は当事者全員の協力により、維持されなければならない。
	第二項	配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。		2 項	配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻および家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
			43 条		日本国連邦政府および地方公共団体は、自らが担当する行政区域だけでなく、地球的な環境問題の克服に向けて主体的に行動しなければならない。
第二十五條		すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。	44 条	1 項	全ての日本国民は、肉体的にも精神的にも健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	第二項	国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。		2 項	日本国連邦政府は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。
				3 項	全ての日本国民および日本国在住者は家庭内暴力と扶養義務の放棄から解放される。国はこれを保障する。
第二十六條		すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。	45 条	1 項	全ての日本国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
	第二項	すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受け		2 項	全ての日本国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とす

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
		させる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。			る。国は法律で定められた教育を無償化することができる。
				3項	日本国連邦政府は、継続的に教育環境の整備に努めなければならない
第二十七条		すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。	46条	1項	全ての日本国民は、勤労の権利を有し、正当な理由がない場合を除いてその義務を負う。
	第二項	賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。		2項	賃金、就業時間、休息その他の勤労条件は、精神的にも肉体的にも健康で文化的な最低限の生活を保証するものでなければならない。これらの条件に関する基準は、法律で定める。
	第三項	児童は、これを酷使してはならない。		3項	児童を酷使してはならない。
第二十八条		勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	47条		勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
第二十九条		財産権は、これを侵してはならない。	48条	1項	財産権を侵害してはならない。
	第二項	財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。		2項	財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに法律でこれを定める。
	第三項	私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。		3項	私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。
第三十条		国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。	49条		全ての日本国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。
			50条		死刑制度は、これを廃止する。 (注)党内で、条文に書くことに反対する意見あり。
第三十一条		何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。	51条		何人も、法律の定める手続によらなければ、その自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない。
第三十二条		何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。	52条		何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
第三十三条		何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。	53条		何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
第三十四条		何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁され	54条		何人も、理由を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼し、弁護人が同席する権利を与えられなければ、抑留または拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁され

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
		ず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。			ず、要求があれば、その理由は、直ちに本人およびその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
第三十五条		何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。	55 条	1 項	何人も、その住居、書類および所持品について、侵入、搜索および押収を受けることのない権利は、第の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、かつ搜索する場所および押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
	第二項	搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。		2 項	搜索または押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。
			56 条		取り調べに関して、被疑者人はいかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼し、公費の負担でこれを録画することができる。被疑者自らがこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
第三十六条		公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。	57 条		拷問および残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
第三十七条		すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。	58 条	1 項	全ての刑事事件において、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
	第二項	刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。		2 項	刑事被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
	第三項	刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。		3 項	刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
第三十八条		何人も、自己に不利益な供述を強要されない。	59 条	1 項	何人も、自己に不利益な供述を強要されてはならない。
	第二項	強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。		2 項	強制、拷問若しくは脅迫による自白または不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
	第三項	何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。		3項	何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、または刑罰を科せられない。
第三十九条		何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。	60条		何人も、実行の時に適法であつた行為または既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。
第四十条		何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。	61条		何人も、抑留または拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、日本国連邦政府は法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。

第四章 国会			第五章 連邦議会と政党		
第四十一条		国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。	62条		連邦議会は、日本国の国権の最高機関であつて、日本国連邦政府における唯一の立法機関である。
第四十二条		国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。	63条		連邦議会は、衆議院および参議院の両議院でこれを構成する。
第四十三条		両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。	64条	1項	両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
	第二項	両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。		2項	両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。
			65条		衆議院は全国民の意見を均等に代表し国の政策に対する意思決定を行う場である。ゆえに、一票の格差が発生することは避けなければならない。
			66条		参議院は、日本国の各州がそれぞれ平等の有すべき権利があるとの認識に基づいて、州およびそれに準じた各地域の要望をできるだけ反映させながら国の政策に対する意思決定を行う場である。ゆえに、州およびそれに準じた地域間で、一票の格差が発生することは許容されなければならない。
第四十四条		両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信	67条		両議院の議員およびその選挙人の資格は、法律でこれを定める。ただし、人種、信条、性別、

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
		条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。			障害の有無、性的指向、社会的身分、門地、教育、財産または収入によつて差別してはならない。
第四十五条		衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。	68 条		衆議院議員の任期は、五年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。その際、衆議院総選挙によってあらたに選ばれた衆議院構成員の任期は、前期の議員について議会解散がなかった場合の任期終了日までとなる。
第四十六条		参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。	69 条		参議院議員の任期は、五年とする。各州および日本国連邦政府が定めた州に準ずる各地方公共団体の代表に対して、定員の10%以下の議席を配分し、残りの議席に関しては、二年半ごとに構成員の半数を改選する。
第四十七条		選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	70 条		選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
第四十八条		何人も、同時に両議院の議員たることはできない。	71 条		何人も、同時に両議院の構成員たることはできない。
第四十九条		両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。	72 条		両議院の構成員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。
第五十条		両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。	73 条		両議院の構成員は、法律の定める場合を除いては、任期期間中は連邦議会の休会中以外は逮捕されず、会期前に逮捕された構成員は、その会議の要求があれば、任期中にこれを釈放しなければならない。
第五十一条		両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。	74 条		両議院の議員は、議院で行つた演説、討論または表決について、院外で法的な責任を問はれない。
			75 条		連邦議会合同会議は、両議院に所属する連邦議会構成員全員によつて構成される。連邦議会合同会議は、定員の半数の賛成をもつて連邦議会議長および連邦議会副議長を選出するほか、第 84 条 2 項に定める場合において法律案について議決を行う。
第五十二条		国会の常会は、毎年一回これを召集する。	76 条		連邦議会は通年開催され、適時休憩を入れる。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
第五十三条		内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。	77条		連邦議会は、休会中であってもいずれかの会議の定数の四分の一以上の要求があれば、閣僚評議会は、要求があった日から三十日以内に連邦議会の召集を行わなければならない。
第五十四条		衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。	78条	1項	衆議院が解散されたときは、国は解散の日から四十日以内に衆議院の総選挙を行い、閣僚評議会は、その選挙の日から三十日以内に衆議院を召集しなければならない。
	第二項	衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。		2項	衆議院が解散されたときは、参議院は同時に休会となる。ただし、閣僚評議会は、国に緊急の必要があるときは参議院を招集することができる。
	第三項	前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。		3項	前項但書の緊急招集において採られた措置は臨時のものであつて、次の連邦会議開会の後十四日以内に衆議院の同意が得られない場合には、衆議院が解散されていた間に参議院が議決した全ての決議はその効力を失う。
第五十五条		両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。	79条		両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
第五十六条		両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。	80条	1項	両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
	第二項	両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。		2項	両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第五十七条		両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。	81条	1項	両議院の会議は、公開とする。ただし、両議員とも、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
	第二項	両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。		2項	両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、かつ一般に頒布しなければならない。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
	第三項	出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。		3項	出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。
第五十八条		両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。	82条	1項	両議院は、各々その議長、副議長その他の役員を選任する。なお、連邦議会議長および副議長は、片方の院の議長を兼任することができる。
	第二項	両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。		2項	両議院は、各々その会議その他の手続および内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
第五十九条		法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。	83条	1項	法律案、予算案、条約案、閣僚評議会議の構成に関わる決議案(以下、これらをまとめて決議案とよぶ)は両議院で可決したとき法律となり、大統領が署名をするか、可決後三十日以内に拒否権を発動するか署名しなければ自動で成立する。当該決議案に対して大統領が拒否権を発動した場合、当該決議案は、各議院での出席者の三分の二以上の同意を超える賛成をもって再可決された場合のみ、自動で成立する。
	第二項	衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。		2項	両議院の決議案の議決が違った場合は、両会議間で協議会を開き、対応を協議することができる。この場合、両院協議会が決議案の修正に同意しなかった場合、連邦議会議長は、連邦議会合同会議を招集し、当該決議案を議決しなければならない。
	第三項	前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。		3項	前項で規定された決議案は、出席者の過半数で可決するが、事前の採決で片方の議院の賛成が二十五%未満であった場合は、連邦議会合同会議において当該決議案を審議・議決することはできない。
	第四項	参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議		4項	各議院はもう一方の議院が可決した決議案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、当該議院は、も

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
		院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。			う一方の議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
			84 条		連邦議会は、大統領が著しい憲法違反である行為を行った場合、各議院での出席者の三分の二以上の同意を超える賛成をもって弾劾を発議することができる。
第六十条		予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。	85 条		予算は、閣僚評議会が連邦議会に提出しなければならない。一方で、議員立法による予算提出を認める。
	第二項	予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。			
第六十一条		条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。			
第六十二条		両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。	86 条		両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭および証言並びに記録の提出を要求することができる。
第六十三条		内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。	87 条		閣僚評議会議長その他閣僚評議会構成員は、両議院の片方に議席を有すると有しないに関わらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁または説明のため出席を求められたときは、本人またはその代理人が必ず出席しなければならない。
第六十四条		国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。	88 条	1 項	連邦議会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
	第二項	弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。		2 項	前項で規定した弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。
			89 条	1 項	日本国連邦政府は、政党が議会制民主主義に不可欠な存在になっていることを鑑み、その

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
			99 条		大統領・副大統領選出選挙は二回投票制とする。第一回投票で有効投票数の過半数を得た大統領・副大統領候補の組み合わせがない場合は、上位二ペア間で決選投票を行い、その勝者となるペアの大統領候補と副大統領候補がそれぞれ大統領、副大統領の当選者となる。
			100 条	1 項	国は下記の場合、大統領代行を一名設置することができる。すなわち、大統領が、存命かつ代表としての職務を執行することが不可能となった場合にのみ、副大統領は大統領代行として職務を遂行する。職務執行が不可能であることの定義は、これを法律で定める。
				2 項	前項において副大統領が職務を執行することが不可能となった場合は、大統領代行・副大統領代行継承規則において定められる順位に従い、規定された者が大統領代行として大統領の職務を代行するものとする。大統領および副大統領の法律上の義務は全て大統領代行に準用される。大統領が不可能であることの定義は、これを法律で定める。
				3 項	前項において、大統領代行が就任した日から三か月以内に大統領代行と副大統領を選出する選挙が行われなくてはならない。当該選挙における大統領代行および副大統領は連邦議会での投票により選ばれる。選出方法に関する詳細は、これを法律で定める。
				4 項	前項で規定された選挙によってえられた大統領および副大統領の任期は、現在の大統領の残りの任期と同一である。
			101 条		大統領代行および副大統領代行の任務、権限、義務は大統領および副大統領のそれを準用するが、詳細は法律にて定める。
			102 条		大統領は国家評議会を主催し、国家評議会を通じて閣僚評議会を監督することにより、国務を総統する。
			103 条		大統領は閣僚評議会議長を指名する。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
			104 条		大統領は、閣僚評議会の開催を停止することができる。
			105 条		大統領は、閣僚評議会議長以下、閣僚評議会構成員全員を罷免することができる。
			106 条		大統領は、法律で規定された分に関して、最高裁判所および憲法裁判所の裁判官を指名する。
			107 条		大統領は、最高司令官として防衛機構を指揮する。
			108 条		大統領は、外交関係を処理する。
			109 条		大統領は、文武官を任命することができる。
			110 条		大統領は、外交使節を受け取る。
			111 条		大統領は、連邦議会と天皇の承認を得て恩赦を行うことができる。
			112 条		大統領は、法律案の審議・再審議を連邦議会に要求することができる。連邦議会は、当該法律案に関して審議・再審議を拒否することはできない。
			113 条		大統領は、年一回、連邦議会において施政方針演説を行い、年二回、施政方針に則って行った行政の成果について連邦議会に報告をし、質問を受けそれに答えなければならない。
			114 条	1 項	大統領は、閣僚評議会で議決された政令および連邦議会または国民投票で可決成立した法律案に署名する。
				2 項	大統領は、連邦議会において、閣僚評議会不信任案が可決された場合、国民会議の解散を行うことができる。
			115 条	1 項	大統領は、政策の実行に重要事態が生じた場合、憲法裁判所の同意を経て国民会議の解散を行うことができる。
				2 項	前項で規定された政策の実行に重要事態が生じた場合とは、閣僚評議会提出法案が議会において否決され、そのことが閣僚評議会の政策実現に明らかに支障をもたらされた場合である。憲法裁判所はその他の理由による大

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
					統領および閣僚評議会の裁量的な議会の解散は認めてはならない。
			116条		大統領は、閣僚評議会が作成した法律案および条約案を、連邦議会に提出することなく、直接国民投票にかけることができる。当該法律案および条約案は有効投票の過半数の賛成をもって可決成立する。
			117条	1項	大統領は閣僚評議会議長を兼任することができないが、第百三十二条に定める場合のみ、一時的に閣僚評議会議長を代行することができる。
				2項	副大統領は、閣僚評議会議長を兼任することができる。
			118条		大統領の職務を補佐する行政機関として大統領府を設置する。
			119条		大統領および副大統領は、その在任中、憲法裁判所の同意がなければ、訴追されない。ただし、これによって訴追の権利が害されることはない。
			120条		法律および政令の発効には、大統領の署名を必要とする。

			第七章 国家評議会と国務大臣		
			121条		行政の最高意思決定機関として国家評議会を設置する。
			122条		主権者たる国民に奉仕するために、大統領と副大統領以外の国家評議会の構成員として、国政を司る重要官職を国務大臣という。 (注):「国務大臣」の名称の使用については、党内に反対意見があり、将来的に「国務委員」など他の名称に変更することを排除するものではない。
			123条		全ての国務大臣は日本国民かつ文民でなければならない。
			124条	1項	国家評議会は、大統領が議長を務める。副大統領、閣僚評議会議長、各国務大臣、各州知事は国家評議会の構成員となる。全ての法律

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		

進歩党新憲法草案		
		案、予算案、条約案、閣僚評議会の構成に関する国会評議会の議決は、閣僚評議会の構成員全てが議決に参加した時のみ、閣僚評議会による議決と同じ効力を持つ。
	2項	前項に関して、詳細は、これを法律にて定める。
125条		国家評議会に所属し閣僚評議会に所属しない国務大臣は、その在任中、大統領の同意がなければ、訴追されない。ただし、これによって訴追の権利が害されることはない。

第五章 内閣		
第六十五条		行政権は、内閣に属する。
第六十六条	第二項	内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
	第三項	内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
		内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。
第六十七条		内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。
第六十八条		内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
		内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
	第二項	内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第八章 閣僚評議会および日本国連邦行政府		
126条	1項	閣僚評議会は、国家評議会の助言を得て、各省庁組織により構成される日本国連邦行政府を指導する。
	2項	閣僚評議会議長は閣僚評議会を代表し、議長を務める。
127条	1項	閣僚評議会は、法律の定めるところにより、閣僚評議会議長およびその他の構成員となる国務大臣により組織される。
	2項	閣僚評議会は、自身に与えられた行政権の行使について、大統領、国家評議会、連邦議会、憲法裁判所に対して連帯して責任を負う。
128条		全ての閣僚評議会構成員は連邦議会の議決で、これを任命する。この任命は、他の全ての案件に先だつて、これを行う。
129条	1項	閣僚評議会議長は、閣僚評議会に所属する自分以外の国務大臣を指名する。
	2項	閣僚評議会議長は、大統領の承認を経て閣僚評議会構成員である国務大臣を罷免することができる。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		進歩党新憲法草案	
第六十九条	内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。	130条	閣僚評議会は、連邦議会で不信任の決議案が可決され、または信任の決議案が否決されたときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
第七十条	内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。	131条	閣僚評議会議長が欠けたとき、または国民会議議員総選挙の後に初めて連邦議会の召集があつたときは、閣僚評議会は、総辞職をしなければならない。
第七十一条	前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。	132条	第百三十条の場合には、あらたな閣僚評議会議長が任命されるまで、大統領または副大統領が閣僚評議会議長代行を務めるかまたは現在の閣僚評議会議長が大統領の承認を経て職務の遂行を続ける。他の閣僚評議会構成員に関しても、あらたに任命されるまで引き続きその職務を行う。
第七十二条	内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。	133条	閣僚評議会議長は、閣僚評議会を代表して議案を連邦議会に提出し、一般国務および外交関係について連邦議会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。
第七十三条	内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。	134条	閣僚評議会は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。 一 法律を誠実に執行する。 二 日本国連邦行政府に割り当てられた外交業務を処理する。 三 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理する。 四 予算を作成して連邦議会に提出する。 五 この憲法および法律の規定を実施するために、政令を制定する。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		
第七十四条		法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。
第七十五条		国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

進歩党新憲法草案		
135条		閣僚評議会に所属する国务大臣は、その在任中、大統領または閣僚評議会議長の同意がなければ、訴追されない。ただし、これによって訴追の権利が害されることはない。

第六章 司法		
第七十六条		すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
	第二項	特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
	第三項	すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。
第七十七条		最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
	第二項	検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
	第三項	最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
第七十八条		裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第九章 司法		
136条	1項	全ての司法権は、最高裁判所および法律の定めるところにより設置する下級裁判所、さらに憲法の合憲、違憲を判断する憲法裁判所に属する。
	2項	憲法裁判所以外の特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。
	3項	全ての裁判官は日本国籍のみを保有する日本国民でなければならない。
	4項	全ての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法および法律にのみ拘束される。
137条	1項	最高裁判所は、民事および掲示訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律および司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
	2項	検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
	3項	最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
138条		裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		進歩党新憲法草案	
第七十九条	最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。	139 条	1 項 最高裁判所長官は憲法裁判所長官を兼ねることができない。
			2 項 長官以外の最高裁判所の裁判官に関しては、憲法裁判所の裁判官を兼ねることができる。
		140 条	最高裁判所長官は、最高裁判所判事推薦委員会による推薦後、天皇および大統領の承認を経て就任する。
		141 条	1 項 最高裁判所判事推薦委員会の委員の構成に関しては、行政府・立法府・司法府から均衡を取った形で任命される。
			2 項 行政府任命と立法府任命の委員の構成比率は一對一であり、行政府任命と立法府任命の委員の合計は司法府任命の委員の数を上回ってはならない。
			3 項 行政府からの任命は、国家評議会により決定される。
			4 項 立法府からの任命は、連邦議会における各勢力の議席に応じた割合に決定されなければならない。
			5 項 司法府からの任命に関しては最高裁判所と憲法裁判所が任命する。最高裁判所が任命した推薦委員会委員の人数と憲法裁判所が任命した推薦委員会委員の人数の比率は二対一とする。
			6 項 最高裁判所判事推薦委員会の委員の具体的な選出方法は、これを法律で定める。
		142 条	最高裁判所のその他の裁判官は、最高裁判所判事推薦委員会による推薦後、連邦議会による反対がない限り、天皇および大統領の承認を経て就任する。
	143 条	憲法裁判所長官は、憲法裁判所判事推薦委員会による推薦後、天皇および大統領の承認を経て就任する。	

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		進歩党新憲法草案	
		144条	1項 憲法裁判所判事推薦委員会の委員の構成に関しては、行政府・立法府・司法府から均衡を取った形で任命される。
			2項 行政府任命と立法府任命の委員の構成比率は一対一であり、行政府任命と立法府任命の委員の合計は司法府任命の委員の数を上回ってはならない。
			3項 行政府からの任命は、国家評議会により決定される。
			4項 立法府からの任命は、連邦議会における各勢力の議席に応じた割合に決定されなければならない。
			5項 司法府からの任命に関しては憲法裁判所と最高裁判所が任命する。憲法裁判所が任命した推薦委員会委員の人数と最高裁判所が任命した推薦委員会委員の人数の比率は二対一とする。
			6項 憲法裁判所長官推薦委員会の委員の具体的な選出方法は、これを法律で定める。
		145条	憲法裁判所のその他の裁判官は、憲法裁判所判事推薦委員会による推薦後、連邦議会による反対がない限り、天皇および大統領の承認を経て就任する。
第二項	最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。	146条	1項 最高裁判所および憲法裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院総選挙および参議院通常選挙の際、国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙の際、更に審査に付し、その後も同様とする。
第三項	前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。		2項 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
第四項	審査に関する事項は、法律でこれを定める。		3項 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
	第五項	最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。	147条	1項	最高裁判所および憲法裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した以後、再選することができない。
				2項	最高裁判所長官および憲法裁判所長官の任期は一期五年とし、一回の再選を妨げられない。
				3項	一般判事は一期五年、最大四期二十年を任期とする。
	第六項	最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。	148条		最高裁判所および憲法裁判所に所属する全ての裁判官は、定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
第八十条		下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。	149条	1項	最高裁判所の下に位置する全ての裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、大統領がこれを任命する。その裁判官は、任期を五年とし、最大四期まで再任されることができる。ただし、各裁判所の長官は一期までしか再任されない。
				2項	前項に関して、全ての裁判官は法律の定める年齢に達した時には退官する。
	第二項	下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。	150条		最高裁判所の下級裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
第八十一条		第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。	151条		憲法裁判所は、多数決の合議をもって全ての法律・条約・政令、および大統領の外交防衛命令の一時差し止めを行うことができる。
			152条		憲法裁判所は、大統領・閣僚評議会議長・閣僚評議会議長が著しい憲法違反である行為を行った場合は、自ら発議して、連邦議会の各院での出席者の三分の二以上の同意を経て大統領・閣僚評議会議長の職務を一時停止することができる。
			153条		憲法裁判所は、大統領および閣僚評議会議長が著しい憲法違反である行為を行い、これに対して連邦議会の議決、閣僚評議会構成員全員が出席する形での国会評議会による発議、

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
					閣僚評議会全員の発議のいずれかがあった場合は、大統領および閣僚評議会議長の職務を一時停止することができる。
			154条		憲法裁判所は、大統領が著しい憲法違反である行為を行い、これに対して連邦議会の各院での出席者の三分の二以上の同意を超える弾劾の発議がなされた場合は、直ちに大統領の職務を一時停止し、弾劾裁判を開始しなければならない。
第八十二条		裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。	155条	1項	全ての裁判の対審および判決は、公開法廷でこれを行ふ。
	第二項	裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてある事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。		2項	第一項に関して、裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪またはこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政			第十章 財政		
第八十三条		国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。	156条		国の財政を処理する権限は、連邦議会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。
第八十四条		あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。	157条		あらたに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律の定める条件によることを必要とする。
第八十五条		国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。	158条		国費を支出し、または国が債務を負担するには、連邦議会の議決に基づくことを必要とする。
第八十六条		内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。	159条	1項	閣僚評議会は、毎会計年度の予算を作成し、連邦議会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。
	2項			閣僚評議会は、当該会年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるとき	

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		
第八十七条		予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
	第二項	すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。
第八十八条		すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。
第八十八条		公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
第九十条		国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
	第二項	会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。
第九十一条		内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

進歩党新憲法草案		
		は、暫定期間に係る予算案を連邦議会に提出しなければならない。
160条		閣僚評議会は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる
161条		毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、連邦議会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。
162条	1項	予見し難い予算の不足に充てるため、連邦議会の議決に基づいて予備費を設け、閣僚評議会の責任でこれを支出することができる。
	2項	全ての予備費の支出については、閣僚評議会は、事後に連邦議会の承諾を得なければならない。
163条		全ての皇室財産は、日本国連邦政府に属する。全て皇室の費用は、予算に計上して連邦議会の議決を経なければならない。
164条		公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。
165条	1項	日本国連邦政府の収入支出の決算は、全て毎年会計検査院がこれを検査し、閣僚評議会は、次の年度に、その検査報告とともに、これを連邦議会に提出、承認を受けなければならない。
	2項	会計検査院の組織および権限は、法律でこれを定める。
166条		閣僚評議会は、連邦議会および国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第十一章 地方自治

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
			167 条		日本国の地方自治は、住民の参画を要件として、住民に身近な行政を主体的かつ総合的に実施することを旨として行う。
			168 条		住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。
			169 条	1 項	日本国は、基礎的自治体として政令市を含む市町を基本単位、広域自治体として州として基本単位とする連邦国家である。州を補完する下部広域自治体として県、特別市を定める。また、日本国の首都に関しては、連邦特別区としてどこの州にも属さない特別地方自治体として存在することを認める。
				2 項	州を補完する下部広域自治体として県、特別市を定める。さらに、県を補完する特別地方自治体として郡の設立を認める。
				3 項	日本国の首都に関して、連邦特別区として、どこの州にも属さない特別地方自治体として存在することを認める。
			170 条		日本国連邦政府は、連邦国家に属する広域自治体である州の主体性を擁護する一方、日本国連邦政府と各州は地方分権により発生する地域間格差の解消に最大限協力して努めなければならない。
			171 条	1 項	各州は、その内容を憲法裁判所および連邦議会が承認した時のみ、州独自の憲法を制定することができる。
				2 項	前一項に関して、州の憲法は、この憲法に整合的でなければならない。
第九十二条		地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。	172 条		前条に記載された事項以外の地方公共団体の組織の運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。
第九十三条		地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。	173 条	1 項	地方公共団体には、法律の定めるところにより、自身の立法および議事機関として議会を設置する。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)			進歩党新憲法草案		
	第二項	地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。		2項	地方公共団体の長、その議会の議員および法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
				3項	法律で定められた住民投票の結果は、議会の議決と同様の効果を持つ。
第九十四条		地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。	174条		地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、および行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
				1項	地方公共団体の経費は、州法または条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもって充てることを基本とする。
			175条	2項	地方公共団体において、前項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。
第九十五条		一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。	176条		特定の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、当該地方公共団体の住民の投票において有効投票総数の過半数の同意を得なければ、連邦議会は、これを制定することができない。
			177条		地方公共団体の領域が変更される場合、関係する全てのもとの地方公共団体により行われた住民投票において有効投票の過半数を超える賛成を得ること、下の地方公共団体およびその議会およびその全域を管轄する最も下級な裁判所の承認、大統領および連邦議会および憲法裁判所の承認の全てを必要とする。さらに、領域の変更により、新しい地方公共団体が誕生する場合は、当該地域において行われた住民投票において有効投票の過半数を超える賛成を得ることを必要とする。
			178条	1項	地方公共団体が日本国から独立するには、当該地方公共団体により行われた住民投票において有効投票の過半数を超える賛成を得ること、最高裁判所を含む当該地方公共団体およ

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		

進歩党新憲法草案		
		びその議会およびその全域を管轄する全ての裁判所の承認、大統領および連邦議会および憲法裁判所の全ての承認を得た上で、天皇による当該地方公共団体の日本国からの離脱宣言を必要とする。
	2項	前項において、関係する裁判所が独立の是非を判断することに関して、手続きに問題があったか否か以外のことを考慮してはならない。

第九章 改正		
第九十六条		この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
	第二項	憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十二章 改正		
179条		この憲法の改正は、各院の総議員の三分の二以上の賛成で、連邦議会がこれを発議し、憲法改正の国民投票において、投票率が五十%を厳密に超え、かつ有効投票数の過半数の賛成が得られた場合のみ成立する。
180条		憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇と大統領は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規		
第九十七条		この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
第九十八条		この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
	第二項	日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第十三章 最高法規		
181条		この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
182条	1項	この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
	2項	日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

昭和二十一年憲法(日本国憲法)		
第九十九条		天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

進歩党新憲法草案		
183条		天皇または摂政および大統領、副大統領、閣僚評議会議長以下国務大臣、連邦議会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を遵守する義務を負う。

第十一章 補則		
第百条		この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。
	第二項	この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。
第百一条		この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。
第百二条		この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。
第百三条		この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

第十四章 補則		
184条		この憲法は、公布の日から起算して六か月を経過した日から、これを施行する。
185条		この憲法を施行するために必要な法律の制定およびこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前にこれを行うことができ、この憲法を指向する前に効力を発することができる。
186条	1項	この憲法施行の際、各州政府がまだ成立していないときは、その成立までは、各州に所属することになる都道府県議会の合意により設立された機関が、各州政府の業務を代行する。
	2項	この憲法施行の際、各州政府がまだ成立していないときに制定された州法を施行するには、新しくできた各州議会の承認を必要とする。